

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立特別支援教育総合研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 該当なし(財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこととしているが、現在、不要と判断しているものはない。)
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 該当なし(不要な施設と判断しているものはない。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 自主的な見直しにより、資産貸付料収入の見直しや著作権の設定を行っている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料等を年間1,983千円削減できた。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 平成22年度限りでリエゾンオフィス(芝浦)を廃止し、平成23年度から、面積を縮減(45㎡→20㎡)した上で、他法人と共に学術総合センターに集約化済みである。このことにより賃貸借料等を年間1,983千円削減できた。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし(海外事務所を有していない。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 該当なし(平成23年度において、職員研修館を廃止し、防災用品備蓄倉庫として利用することとした。ただし、現在、当該施設が東日本大震災の避難施設として登録されていることから、その時期については別途状況を見ながら判断する。)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 該当なし(研修事業・セミナーについては、ニーズ調査の結果や前年度実績をもとに事業規模を決定しており、見直しにより不要となるものと判断したものはない。)

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施し、随意契約については真にやむを得ないものに限るとともに、一者応札・一者応募については①入札参加要件の緩和(必要最小限の競争参加資格の等級とした。)、② 詳細な調達情報の提供(調達予定をあらかじめホームページに掲載、物品・役務について公告と同時に仕様書等(PDF版)をホームページに掲載)、③ 十分な公告期間の確保等(一般競争入札の公告期間を14日から20日に変更)等の見直しを行った。</p> <p>※平成22年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等142,109千円(81.4%)、競争性のない随意契約20,316千円(11.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等25件(78.1%)、競争性のない随意契約5件(15.6%)</p> <p>平成23年度の状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等76,973千円(70.0%)、競争性のない随意契約31,912千円(29.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等16件(76.2%)、競争性のない随意契約4件(19%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立特別支援教育総合研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし。(関連法人を有していない。)</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 研究所本体の庁舎管理について筑波大学附属久里浜特別支援学校と複数年共同調達を実施した。ネットワーク回線については、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所が行う回線の複数年共同調達に平成24年度から参加した。東京連絡所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、教員研修センター等と共同調達を行っている。
特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。	—
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 官民競争入札の先行事例を調査して検討を進めているが、検討に当たっては事業規模の小ささなどが課題となっている。 なお、平成28年度導入予定の電子計算機システム保守業務一式について、公共サービス改革基本方針に基づき民間競争入札を実施する予定である。さらに、本研究所の施設管理運営については、電気の一般競争入札を実施し、警備業務、自動ドア保守業務、エレベーター保守業務等についても一般競争入札による複数年契約を行っている。これらにより、経費の節減を図っている。
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)の内容をもとに、対応について検討を進めている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 【役員】 人勤分: 俸給表改定を平成24年4月から実施、平成23年4月～平成24年3月分を平成24年6月期末手当で調整。 臨時特例分: 平成24年4月から平成26年3月まで実施。平成24年4月分を平成24年6月期末手当で調整。 【職員】 人勤分: 俸給表改定を平成24年4月から実施、遡及は実施しない。 臨時特例分: 平成24年5月から平成26年3月まで実施。ただし、人事交流職員については、交流元の措置内容・実施時期に合わせた減額措置を行う。

<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ ラスパイレス指数が研究職で88.5%、事務・技術職員で92.6%(平成23年度)</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基づき、役員の給与水準の公表を毎年行っている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。さらに、監事による監査及び評価委員会において報告しチェックを受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 中期計画において、「管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。」こととし、平成23年度から設定している。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 研究活動、研修事業、教育相談活動、情報普及活動の事業区分に基づき、所要額を原則として積み上げ方式で積算し、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監査コンプライアンス室を設置し、内部監査業務を行っている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 施設使用料について、不動産鑑定士に料金の鑑定をし、それに基づいて料金改定を行った。平成23年度においては、対前年度約1,062千円収入が増加した。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 関係機関、民間企業等から資金面、広報面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページ上で寄附のお願いを行っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 研究成果報告書のうち、ガイドブック等については著作権を設定して市販化を行っている。</p>

6. 事業の審査、評価

<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、専門的知識を有する者を委員とする外部評価部会を設置し、研究成果に係る評価を実施し、評価結果を分析し次年度計画等に反映させている。また、各種校長会長や大学等の外部有識者等で構成する運営委員会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行っている。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は行っていない。)</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	大学入試センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 利益剰余金については、第3期中期目標期間において必要となる高等学校学習指導要領改訂や不測の事態への対応に必要な経費等に充てることとしている。また、保有する施設については、外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、大学入試センター試験等業務を着実に実施するためには、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし(現時点では、不要資産が無いため。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 貸付資産はないが、その他保有資産については、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 該当なし(本部事務所のみであり、セキュリティの関係上他の法人と共用化はできないため。)</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし(本部事務所のみであるため。)</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし(海外事務所は保有していないため。)</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 講師寄宿舍を有しており、部会開催時の宿泊や、大学等からの作題委員等の急な宿泊及び、不測の事態が発生した場合の宿泊施設に活用しているが、利用率や近隣の宿泊施設の充実の状況を踏まえ、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 外部の学識経験者の意見も聴き、規模・コスト・立地等を検証した結果、現有地で現有建物を活用することが最善であると考えているが、今後も引き続き不断の検証を実施する。</p>

3. 取引関係の見直し	
① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 当該閣議決定に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、随意契約については真に止むを得ない理由によるもののみとなった。また、一般競争入札においては、より競争性が確保されるようホームページ上に入札参加条件及び仕様書を公開し、公告と同時に詳細な調達内容の情報提供を行っている。</p> <p><平成22年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 3,111,283千円(55.9%)、競争性のない随意契約 2,451,818千円(44.1%) ・一般競争等 38件(64.4%)、競争性のない随意契約 21件(35.6%) <p><平成23年度の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争等 2,658,745千円(51.3%)、競争性のない随意契約 1,788,433千円(48.7%) ・一般競争等 30件(63.8%)、競争性のない随意契約 17件(36.2%)
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、大学入試センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人がないため。)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 平成24年4月から独立行政法人日本学生支援機構とコピー用紙の共同調達を実施している。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし(入札等による調達を行う研究開発事業がないため。)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 公共サービス改革基本方針(平成19年12月24日閣議決定)に基づき、平成21年10月から平成24年4月末までの間、大学入試センターの実施する出願受付・成績開示業務について外部委託により実施し、内閣府に置かれている官民競争入札等監視委員会等において、公共サービスの質の維持や経費の削減等が達成されているとの評価を得た。この評価を踏まえ、引き続き民間競争入札を実施することが昨年7月に閣議決定され、平成24年5月以降も外部委託により実施している。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年度に実施した調達について、当センターに設置されている契約監視委員会においてその適切性に関する評価を実施するとともに、共同調達の実施や公告期間の延長等の改善・見直しを行っており、引き続き、調達の効率化等を図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(閣議決定)等に基づき、人事院勧告相当分を平成24年3月から削減するとともに、「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)等の要請に対応し、給与特例法に準じて役員は平成24年4月から、職員は平成24年6月から削減を行った。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 大学入試センター職員の給与は、「一般職の職員の給与に関する法律」に準拠しており、国家公務員と同様の給与体系としている。年齢階層によるラスパイレス指数は102.8(地域差を是正した指数は、89.6)となっている(平成23年度実績)。国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、引き続き、より実態が反映された対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)で、国家公務員と同等以下の給与水準(100以下)を維持できるよう努めていきたい。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 平成23年度の役員の報酬額については、平成24年6月末にホームページで公表した。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事監査及び評価委員会での国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠して給与規則が改正されていることを厳格にチェックを行った。</p>

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 第3期中期計画において次のとおり設定した。 受験者のニーズに配慮した上で内容を精査し、徹底的に見直すことで更なる合理化・効率化を進め、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指す。また、一般管理費及び事業費のうち固定的な経費は、平成22年度を基準として、中期目標期間中に5.0%以上の効率化を図る。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等及び職員の諸手当については、国に準じた取扱いとなっている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業費等については、大学入試センター試験の志願者数について、高等学校卒業見込者数や過去の出願実績等から予測し、試験問題印刷費等の必要な経費を積算した。なお、第三期中期目標期間においては、運営費交付金に頼らないような構造での運営を目指すこととし、前年度から引き続き平成24年度についても運営費交付金はゼロとした。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 内部監査については、会計内部監査を行うための監査員及び当センターの監査に資するための情報の収集・管理する監査・評価室を置いている。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 受験生の負担増とならぬよう、大学入試センター試験の参加大学の拡大など積極的に多様な収入確保の方策を検討・実施するとともに、教育の機会均等に配慮した上で志願者の動向、交通の利便性等を考慮し試験場を集約するなど業務を一層効率的に実施することにより、引き続き適正な受益者負担を維持するよう努める。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 該当なし(協賛・寄附等を見込める事業が無いため。)
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 特許を1件保有しているが、当該特許権を他の企業等が取得し、センターでの利用に支障が生ずることを防ぐために保有しているものであり、自己収入の拡大につながるような知的財産は保有しない。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 複数の候補条件からの選択を要する事業は実施していないが、大学入試センターの運営については、大学、高等学校関係者の外部有識者で構成する運営審議会を設置し、毎年度の事業計画や業務実績報告に係る審議を行い、大学入試センター試験の実施方法等の見直しを図っている。(実施済み) 更に、試験問題については、高等学校関係者及び大学教員等の外部有識者で構成する試験問題評価委員会において評価を受け、次年度以降の作題の参考としている。(実施済み)
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業がないため。)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立青少年教育振興機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 〈実物資産、国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済〉</p> <p>○ 〈金融資産、子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済〉</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 〈実物資産、国立中央青少年交流の家玉穂宿舍北側敷地、平成21年度末簿価123,311千円、金銭納付、国庫納付額105,316千円、平成23年3月28日納付済〉</p> <p>○ 〈金融資産、子どもゆめ基金、平成21年度末簿価10,000,000千円、金銭納付、国庫納付額10,133,053千円、平成23年3月28日納付済〉</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 重要な資産に関して、不要資産はないものと認識している。その他資産については、使用状況や維持管理経費等を勘案のうえ、集約化及び処分等の可否を検討し、資産の適正な管理に努めるなど、自主的な見直しを行っている。</p> <p>具体的には、平成23年12月に「機構本部及び地方施設における自動車保有基準」を策定し、機構全体における自動車保有台数の削減を図ることとした。また、国立花山青少年自然の家南蔵王野営場について、平成24年4月より、敷地の一部を閉鎖することとし、借地面積を大幅に縮小した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 自治体・民間への移管については、文科省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。</p> <p>また、平成23年9月より「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を2つの施設で実施している。これについて、平成23年6月に機構に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」が評価を行い、今後、教育施設の運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることを期待するとの提言を、平成24年3月に第一次報告として取りまとめたところである。今後においても、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、試行状況を逐次把握するとともに、引き続き、調査研究を進めることとしている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし 理由：東京事務所を有していないため。</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし 理由：海外事務所を有していないため。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし 理由：職員研修・宿泊施設を有していないため。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 自治体・民間への移管については、文科省が地元自治体に出向いてヒアリングを実施するなどの取組を行っている。</p> <p>また、平成23年9月より「新しい公共」型の管理運営に向けた試行を2つの施設で実施している。これについて、平成23年6月に機構に設置した「国立青少年教育施設の管理運営の在り方等に関する調査研究協力者会議」が評価を行い、今後、教育施設の運営協議会委員が、それぞれの得意分野で地域の関係団体等の協力を得ながら、一層、施設の実質的な管理運営を担っていただくような取組が推進されることを期待するとの提言を、平成24年3月に第一次報告として取りまとめたところである。今後においても、効果的・効率的な教育施設の管理運営が行われるよう、試行状況を逐次把握するとともに、引き続き、調査研究を進めることとしている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約等の見直し計画の実施については、平成23年度の契約状況について、外部委員を中心とした契約監視委員会において契約内容の点検を行なったが、随意契約となった契約は、契約の性質上及び目的からは競争に馴染まない等によるもの、一者応札・一者応募となった契約は、地方施設がへき地に所在する場合が多く、業務を請負える業者が非常に少なく、同業他社が地域に存在しないなど、競争が成立しがたい契約であったものであり、問題はなかった。</p> <p>○ 競争性確保等については、次のような取組を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札等の参加には、適正な競争性を確保するため、全省庁統一資格を利用しているが、競争参加地域を制限しないなどの弾力的な運用を行っている。 ・公告方法については、機構本部の掲示板に掲示するとともに、ホームページに掲載し、より多くの競争参加者を確保するように努めている。 <p>○ 平成22年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,468,170千円(95.2%)、競争性のない随意契約475,826千円(4.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等308件(83.9%)、競争性のない随意契約59件(16.1%)</p> <p>○ 平成23年度契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,315,419千円(91.5%)、競争性のない随意契約399,354千円(8.5%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等219件(77.9%)、競争性のない随意契約62件(22.1%)</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPIに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立青少年教育振興機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし 理由: 関連法人は存在しないため。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 機構本部及び地方教育施設(27施設)においては、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、一括調達を行ない、コストの縮減を図った。</p> <p>○ インターネット接続サービスの見直しを行ない、平成24年4月から年間7,605千円のコスト縮減を図った。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし 理由: 研究開発を行っている法人ではないため。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 警備、清掃、設備保守等のビルメンテナンスに関する業務や窓口業務、シーツ賃貸借等の利用者サービスに関する役務業務等、外部委託によりサービスの質の維持・向上が見込める業務は、基本的に全て外部委託により実施しており、特にオリンピックセンターにおいては、これらの業務契約の包括化、複数年化を行った。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 機構本部及び地方教育施設(27施設)においては、個別に調達していた事務用PCの購入やコピー機(複合機)の賃貸借について、一括調達を行ない、コストの削減を図った。 今後は、新たな手法による調達の効率化等に向けて、他の独立行政法人の有効な事例等を参考にしながら、課題等を洗い出し、サービスの質の維持や、さらなる向上に向けて検討していくこととする。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正」に準じて平成24年3月に就業規則を改正し、また、及び、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)に準じて平成24年4月に就業規則を改正し、給与減額支給措置等を実施した。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。 イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 役職員の給与については、一般職の国家公務員の給与に準じて取り扱っていることから、適切な給与水準を保っている(ラスパイレス指数:95.4)。 引き続き、一般職の国家公務員の給与に準じた取り扱いを行う。</p> <p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について」(H15.9.9総務大臣決定)に基づき、毎年公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても国家公務員の水準を超えることのないよう厳格なチェックを行っている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 前中期目標期間中(平成18年度～平成22年度)は、平成17年度の予算額と比較して、一般管理費で15.0%、事業費で5.0%削減を目標とし取組を進めた。具体的には、地方施設における2課体制から次長制による単一組織への移行、契約の包括化、複数年化、職員・利用者への光熱水料の節減の啓発、省エネ設備の導入等の取組を推進した結果、削減目標以上の成果(一般管理費:22.1%、業務経費:9.5%)を達成した。今中期目標期間においても、平成22年度予算額と比較して、一般管理費で15.0%以上、事業費で5.0%以上の削減を目標としている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 健康診断費用等の法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費等については、国に準じた取扱いとしている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業等の実施にあたっては、できるだけ競争入札による契約を行うほか、委託業務の包括化などにより合理化を図っている。また、外部委員を中心とする契約監視委員会において個別の契約毎に内容を点検するなど、透明性の確保に努めている。今後、施設毎の財務状況等の分析を進めることにより、更なる合理化を推進することとしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査を独立した立場で実施するため、監査室を設置して内部監査を実施し、組織のコンプライアンスの確保を推進している。内部監査の実施にあたっては、各地方施設等における内部統制の体制整備・運用状況を検証しつつ、必要な助言・改善の提案を行っている。平成23年度は、5教育施設において実地監査を実施し、教育施設の効率的な利用の促進及び安全管理の状況確認、利用実績の分析状況等を重点とした業務監査、契約手続及び納品検収の状況、資産管理の状況等を重点とした会計監査を行った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 国立青少年交流の家、自然の家が実施する研修支援事業の活動プログラムのうち、教材の購入や特別な技能を有する指導者の配置が必要な特定の活動プログラムの提供等については、平成22年4月から実費分を有償化した(受益者負担の導入)。 また、地方施設の一般利用に係る施設使用料金については、平成24年7月から料金を改定(改定前:250円→改定後:800円)し、国立オリンピック記念青少年総合センターの施設使用料金については、平成23年10月及び平成24年3月に平均15%増額の料金改定を行った。 なお、今後、さらなる受益者負担の適正化を図るため、平成24年4月に「地方施設の利用に係る受益者負担の在り方に関する検討プロジェクトチーム」を設置し、施設使用料や活動プログラムに係る料金の見直しなどについて検討を行っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 企業等からの寄付金等の収入拡大に努めているところである。各教育施設においては、寄付金等を募り、教育事業等の参加者の安全安心な体験活動の実施、利用者が過ごしやすい生活の場を確保するための環境整備等に活用している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 該当なし 理由:本機構は、商標登録を行った知的財産を有しているが、自己収入を得ることを目的としたものではないため。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。 また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 90%以上の事業参加者及び80%以上の研修利用団体から「満足」「有意義」などのプラスの評価を得られるよう事業の質の向上を図る。また、アンケート調査をもとに、事業参加者のニーズ等を分析し、事業の質の向上、改善に反映させる。
また、毎年度の業務全般について自己点検・評価を行うとともに、外部有識者からなる評価委員会による外部評価を行い、その評価結果を「自己点検・評価報告書」としてまとめ、公表する。評価結果については、次年度以降の業務改善に適切に反映させる。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立女性教育会館

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p> <p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成23年度に借地の一部返還について埼玉県と合意し、面積を36,304㎡縮小し、経費を23,859千円削減した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 引き続き、管理部門経費の削減に努めている。</p> <p>○ 該当なし(東京事務所は有しない。)</p> <p>○ 該当なし(海外事務所は有しない。)</p> <p>○ 該当なし(職員のための研修・宿泊施設は有しない。)</p> <p>○ 平成23年度に借地の一部返還について埼玉県と合意し、面積を36,304㎡縮小し、経費を23,859千円削減した。</p>

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 対象となる契約については、一般競争入札の導入を徹底し、平成22年度は、水道料金、埼玉県から借り受けている土地借料の2件の随意契約以外は全て入札を実施済。平成23年度は水道料金、電力料金、埼玉県からの土地借料の3件の随意契約以外は全て入札を実施済。</p> <p>落札結果についてもHP上で公開している。引き続き、十分な広告期間の確保や新規応募者にもわかりやすい仕様書の提示等により一者応札・応募の削減に努める。</p> <p><金額ベース>H22:一般競争等193,347千円(79.6%)、随意契約49,768千円(20.4%)、H23:一般競争等167,947千円(74.3%)、随意契約58,017千円(25.7%)</p> <p><件数ベース>H22:一般競争等23件(92%)、随意契約2件(8%)、H23:一般競争入札10件(76.9%)、随意契約3件(23.1%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立女性教育会館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人を有しない。)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの削減を図る。</p>	<p>○ 印刷業務、事務用品の購入等について一括調達を導入し、コストを削減している。共同調達については、現在のところ実施に適する案件はなかった。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし(研究開発は実施していない)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 窓口業務、施設業務、清掃業務等について、引き続き民間委託(競争入札)を実施し、サービスの質の維持向上と経費節減に努めている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 競争入札の徹底、旅費事務処理の簡素化を実施し経費を削減。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ ① 人事院勧告に伴う「一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正」に準じた俸給表の改定を24年4月から実施、平成23年度の減額分を平成24年6月期末手当で調整。</p> <p>② 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」と同様の給与減額措置を24年4月から実施。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 給与水準について、国家公務員に準じ適切に設定されている。</p> <p>(参考:ラスパイレス指数 H22:事務職91.2、研究職68.5 H23:事務職84.8、研究職65.4)</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 理事長及び理事(1名)については、個別の額を公表している。</p> <p>(H22実績:理事長13,888千円、理事12,396千円 H23実績:理事長13,703千円、理事10,965千円)</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、国家公務員に準じた額としており、さらに監事による監査及び評価委員会における事後評価を受けている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第2期中期目標期間(平成18～22年)には、一般管理費(期間目標値:平成17年度比▲15%)、事業費(期間目標値:平成17年度比▲5%)ともに目標の実績を達成。第3期は、平成22年度比で、一般管理費15%以上、業務経費5%以上の削減を目標に設定。平成23年度は、平成22年度比で一般管理費3%以上、事業費で1%以上削減されており、第3期中期目標値に沿った削減を実施している。</p>

○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 公務員給与の改定にあわせて謝金単価の見直しを行うなど、必要経費を積算段階から精査する取組を実施済。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 「内部監査規定」を定め、内部監査を適切に実施している。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 平成23年3月から、利用目的に応じた料金区分を整備し、一部は据え置き、一部は近隣の民間宿泊施設の料金等も調査の上、所要の値上げを実施済。更に、平成24年3月から、据え置いていた料金区分についても値上げを実施した。
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 事業実施にあたっては積極的に共催を検討・導入し、事業費の負担、講師謝金、広報費用等の削減を図っている。
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 調査研究の成果物について出版しており、広報等により販売の促進を図る。(H22実績:142千円、H23実績:124千円)
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 該当なし(複数の候補案件からの選択事業を実施していない)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立科学博物館

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 筑波地区への移転については23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については24年度中に国庫納付する。 霞ヶ浦地区については、平成23年8月10日に納付済である。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 筑波地区への移転については23年度に完了し、新宿分館地区の不動産については24年度中に国庫納付する。 霞ヶ浦地区については、平成23年8月10日に納付済である。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 上記以外の保有資産についても、引き続きその活用状況等を検証し、その保有の必要性について不断に見直しを行う。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 新宿分館と産業技術史資料情報センターの機能を23年度に筑波地区へ移転し、該当地区の事務部門(研究推進課と筑波地区事務部)を統合した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 該当なし(当該施設がないため)
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし(当該施設がないため)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 該当なし(当該施設がないため)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ 効率化・合理化を図るため、新宿分館及び産業技術史資料情報センターの機能を23年度に筑波地区へ集約した。その他の資産についても、引き続きその規模・コスト・立地等を検証し、効率化・合理化に向け不断に見直しを行う。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約によらざるを得ないもの(電気・ガス・水道、標本購入等)を除き、一般競争入札及び公募へ移行した。また、一者応札・応募に係る改善方策については、全ての一般競争入札、企画競争、公募において、法で定められた公告期間以上を確保する等改善を図った。</p> <p>平成22年度の契約状況 一般競争等 2,004,528,446円(89.0%)、競争性のない随意契約 248,463,627円(11.0%) 一般競争等 86件(77.5%)、競争性のない随意契約 25件(22.5%)</p> <p>平成23年度の契約状況 一般競争等 1,690,305,169円(87.0%)、競争性のない随意契約 252,349,352円(13.0%) 一般競争等 64件(80.0%)、競争性のない随意契約 16件(20.0%) ※競争性のない随意契約の金額が前年度よりも上がった原因は、筑波地区に総合研究棟、自然史標本棟が完成したことによる光熱水料の増である(上記2棟の本格稼働は平成24年度から)。</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立科学博物館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人がないため)</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ コピー用紙やトレットペーパーの調達、廃棄物処理業務、古紙売り払い業務について、当館を含めた上野地区4機関(他は東京国立博物館、国立西洋美術館、東京芸術大学)で共同調達することにより経費節減を図っている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ ア)及びウ) 調達業務において、実施している。</p> <p>イ) 事務用電子計算機システムなど一部でリース方式を採用している。また、機器等の他の研究機関との共同利用等については、実績がないが、今後可能性を検討する。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 施設管理・運營業務について民間競争入札を導入し、実施要項等に基づき適切に運営している。また、事務用電子計算機システム賃貸借・保守業務について民間競争入札を導入し、平成26年度から落札者による業務を開始することとしている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画や契約監視委員会等の取組を通じて調達の在り方について見直しを行ってきたところであり、引き続き見直しを図る。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」と同様の措置を講じている。</p> <p>○ 当館は、俸給表、諸手当等の給与体系は国家公務員に準拠しており、また、在勤地域を勘案したラスパイレ指数は事務・技術職員89.4、研究職員91.0である。引き続き給与水準の適正化に努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」(平成15年9月9日総務大臣決定)に基づき、引き続き公表する。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事による監査においては、役職員給与規程の改正及び総人件費の状況等についてチェックが行なわれている。評価委員会においては、給与水準公表を踏まえてチェックが行われている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期目標の期間中、一般管理費については15%以上、業務経費についても5%以上の目標値を設定しており、積極的に効率化を図っていく。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断、インフルエンザ予防接種、永年勤続などについて国と同程度の経費を支出している。給与振込経費については、振込先を1人1口座とし、振込手数料の無料化について交渉を行っている。海外出張旅費の支給基準については国と同じであり、運用においてはディスカウント航空券等の利用により経費の縮減に努めている。職員の諸手当は国に準じたものとなっている。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 中期計画に定められた運営費交付金算定ルールに則り、透明化、合理化を図っている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 部長会議(月2回)や事務連絡会議(週1回)において、各部、各課の業務実施状況を共通に把握し、コンプライアンスの確保を図っている。また、会計監査業務を専門とする担当を設置し、内部監査の強化を図った。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない。)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 自然史・科学技術史における国民の関心の高い分野及び現代的課題を分析した上で、関連する特別展・企画展の企画実施に努めるとともに(平成23年度の特別展「恐竜博2011」、企画展「ノーベル賞110周年記念展」、23年度から24年度にかけての特別展「インカ帝国展」、平成24年度の特別展「元素のふしぎ」など)、常設展の展示内容についても更新を進めることなどにより、来館者数の増加を通じた自己収入の拡大に努めている。</p> <p>また、協賛・寄附の拡大については、賛助会員の拡大に努めるとともに、特別展・企画展や夏休みに実施する親子向けのイベント「サイエンススクエア」などの特別なイベント等の実施に際しても企業等からの協賛や外部資金を活用している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 著作権収入等による自己収入の拡大に引き続き取り組む。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 平成23年度から外部評価委員会を設置し、研究全般にかかわるテーマの選定、進行管理、結果の評価を行う外部評価制度を導入した。平成23年5月に第一回の外部評価委員会(評価者:西川輝昭・東邦大学理学部教授、村上哲明・首都大学東京大学院理工学研究科教授、廣井美邦・千葉大学大学院理学研究科教授、金澤英作・日本大学松戸歯学部教授、小澤弘・江戸東京博物館年歴史研究室長)を開催し、第3期中期目標期間中の総合研究のテーマ選定等について事前評価を実施した。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 平成23年5月に第一回の外部評価委員会を開催し、第3期中期目標期間中の総合研究のテーマ選定等について事前評価を行い、評価結果を踏まえ研究計画の修正を行った。また評価結果をホームページ上で公表した。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	物質・材料研究機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの指示に基づき、納付手続きを実施中。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 目黒地区で実施している業務については、つくば地区への移転作業を平成23年度に実施完了した。また、不動産の国庫納付については、関東財務局からの指示に基づき、納付手続きを実施中。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 知的財産権については、機構内に設置されている知的財産権委員会において、企業による実施に至っていない、もしくは企業連携に結びついていない外国の特許権について、権利維持の必要性等の定期的な見直しを実施しており、平成23年度には51件の特許を放棄した。 さらに、日本の特許権(有料化:平成16年4月以降の出願案件)についても、見直し基準を設けた。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成23年度は平成22年度に比べて22,029千円削減した。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京会議室(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減した上で(136㎡→20㎡)、平成23年4月より、他機関(教員研修センター、国立特別支援教育総合研究所、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、会議室の管理にかかる経費を平成23年度は平成22年度に比べて22,029千円削減した。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 ----- このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし ※海外事務所を保有していないため。

<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし ※職員研修・宿泊施設を保有していないため。</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 平成23年度より第3期中期計画が開始し、グリーンイノベーション等国の戦略を遂行するための研究業務が増大している。限られた研究棟等の資産を最大限効率的に活用するため、使用する研究スペースの面積に応じて機構内の研究者に課金し、優先順位の低いスペースの使用を抑制することで建物利用の徹底的な合理化を実施中。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 機構において策定した「随意契約等見直し計画(平成22年4月)」に基づき、競争性のない随意契約は真にやむを得ないものみに限っている。H23年度においては、金額については目標が達成できなかったが、東日本大震災によって被災した設備等の早期復旧の必要性から随意契約で行った事業を除けば、当初の目標は達成されている。なお、平成22年度以降、国の少額随意契約基準額以上の随意契約案件は、全て事前に契約審査委員会で審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争性の無い随意契約の見直し目標 [件数]85件 [金額]566,258千円 ・平成23年度実績 [件数]一般競争入札:692件／競争性の無い随意契約:69件 [金額]一般競争入札:5,838,165千円／競争性の無い随意契約:658,755千円※ (※東日本大震災からの復旧に係るもの事業を除くと:436,249千円) ・平成22年度実績 [件数]一般競争入札:693件／競争性の無い随意契約:82件 [金額]一般競争入札:13,434,851千円／競争性の無い随意契約:479,292千円 <p>1者応札・1者応募に係る改善方策として、以下の取り組みを行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①公告方法を従来の官報、公式HP及び機構内掲示板に加え、他の文部科学省所管研究開発独法(7機関)HPの調達情報で相互リンクするとともに、平成22年11月以降は(株)つくば研究支援センター及びつくば市商工会HPの研究機関等調達情報へリンクを加えるなど、調達情報と競争参加者の拡大に努めている。 ②平成23年3月に電子入札システムを導入し、機構への来訪無く応札できるよう整備した。また入札公告や仕様書等の電子ファイルを機構HPからダウンロード可能とし、業者が案件毎に機構に向く負担を軽減しつつ、詳細な調達情報を容易に入手できるようにすることで、応札者の拡大に努めている。 ③平成21年7月以降、1,000万円以上の調達案件は仕様審査アドバイザーによる要求仕様の過度な性能、発注規模、納期の適正性等を審査し、応札者を制限することがないよう取り組んできた。さらに平成22年度より3,000万円以上の調達案件は契約審査委員会による仕様審査体制とし、加えて平成23年度からは仕様審査アドバイザーの審査対象基準を800万円以上に引き下げた。 ④従来から、応札の辞退理由把握のため辞退書の徴取に努めているが、より詳細な辞退理由が把握できるよう様式を改訂し、平成23年度契約案件より適用して一者応札の要因把握に努めている。

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPIに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、物質・材料研究機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし ※関連法人が無いため。</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>

<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p> <p>○ 当機構では、ア)～ウ)の各課題について、以下の取り組みを行っている。</p> <p>ア) 調達見込額に応じて、契約審査委員会、仕様審査アドバイザー、契約課において、要求仕様が限定的・排他的な内容となっていないか、また、履行期限が応札者を限定する期間設定となっていないか等について、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえ、仕様要件の見直しに取り組んでいる。</p> <p>イ) 調達する設備等の用途や使用期間等の諸条件を勘案し、トータルのコストが割安な場合には、リースによる調達を行うこととしている。</p> <p>ウ) 従来から応札予定業者の同一品、類似品に係る納入実績の把握に努めていたが、平成23年4月より「納入実績調書」として様式を規定し、官公庁や公的機関への納入実績に係る契約先、品名、契約日、契約金額及び定価、通常び特別値引率を記載した資料の提出要請を行い、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 機構における研究開発にかかわる業務については、物質・材料研究を専門とする我が国唯一の研究機関である機構の研究ポテンシャル、知的基盤等を活用して実施するものであり、「各機関共通で一般的に実施している」ものではないため、官民競争入札の対象ではないと考えているが、研究開発にかかわる業務以外の、給与計算や施設の維持・管理等、専門業者の活用により効率的な実施が見込める業務については外部委託とする等、経費削減を図っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 公共サービス改革プログラム(平成23年4月28日行政刷新会議公表)の掲記事項に係る当機構の取り組みは以下のとおり。</p> <p>①競争性の確保:「3.取引関係の見直し ①随意契約の見直し等」に記載のとおり、随意契約・一者応札の見直しと改善に努めている。</p> <p>②調達・契約手法の多様化:総合評価落札方式による競争入札は実施している。また、競争的交渉方式及び競り下げ方式は、国等の試行状況や結果を注視し、導入に向けて検討中。</p> <p>③調達事務の効率化:カード決済は一部導入済み(平成19年度より試行開始、平成20年度本格導入)。</p> <p>平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>

4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(閣議決定)や「独立行政法人における役職員の給与の見直しについて」(平成24年3月6日総務省事務連絡)等を踏まえ、規程を改正し、役員の給与については平成24年4月分より、職員の給与については平成24年7月分より措置を実施している。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 平成23年度ラス指数は事務職(103.3)、研究職(101.9)となっており、昨年度と比較してそれぞれ+2.4、+0.6となっている。職員採用において、事務職は、管理職員の割合が増えたこと、平成18年度以降、国家公務員Ⅲ種相当の採用を取りやめ、国家公務員Ⅱ種相当の職員のみを採用していることからラス指数が高くなっていると想定される。事務職のラス指数は今後も引き続き100程度を維持する。研究職は、高度な研究開発の推進に対応するため、平成19年度～平成22年度の全ての採用者を博士課程修了者としていることから、国に比べ高くなっていると想定されるが、国内外に開かれた世界最高峰の研究機関として物質・材料研究分野で中核的な役割を果たしていくためには、今後も博士課程修了者等の高学歴で優秀な国内外の研究者の採用を行うことが必要不可欠であることから、我が国の科学技術水準の維持・向上を図るためにこのような事情を考慮することが必要である。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 理事長、理事及び監事の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準は、監事監査により国家公務員との比較、給与規程の精査を行い、適切さについて厳格なチェックを行った。今後、評価委員会におけるチェックを受けることとしている。
② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ 平成23年度より第3期中期計画が開始したことに伴い、管理関係部署を総務部門に一元化することで業務の効率化を図っている。また、第3期中期目標・中期計画期間中(平成23～27年度)の5年間で一般管理費については15%以上、事業費については5%以上の効率化目標を設定し、現在、効率化に努めている。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利厚生費は、主に健康診断、メンタルヘルスカウンセリング・仮眠室等の医療費用等であり、職員の健康増進や保持を目的として必要最小限のものについて支出している。平成23年度には、仮眠室の利用見直しを行い、経費の抑制を図った。 給与振込経費については、手数料のかからない場合に限り給与振込口座を複数利用できることを認めている。 海外出張旅費についても、国家公務員に準じた取扱いにより合理的な縮減を行っており、マイレージポイントの公用出張に限定した利用、役員のファーストクラス利用自粛など、旅費の抑制を図っている。

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 前年度の人件費や事業費等の支出実績を踏まえて必要経費を精査し、予算要求に反映している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 組織のコンプライアンスを確保するため、コンプライアンスポリシーを制定した。職員のコンプライアンス意識向上のため、コンプライアンスハンドブックを作成、全職員に配布した。また、コンプライアンス関連の情報を提供する機構内メールマガジンの配信等を行っている。これらの取り組みをより一層推進するため、平成23年4月にコンプライアンス室を設置した。また、コンプライアンス関係の内部監査については、別途設置されている、監査室が実施することとしている。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 一部の装置については装置利用料の算定方式を確立し、既に利用料金の徴収を始めている。この算定方式を基に当機構内の他の共用施設についても利用料金の設定を行い、徴収を開始した。今後も、共用設備の見直しや拡大を実施していく予定である。共同研究や業務実施(技術指導などのプレ共同研究)などでは、NIMSが所持しているノウハウ、専門的設備の価値等を考慮した適正な算定ルールを整備している。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ ホームページにより物質・材料研究の支援を考える方々からの寄付の募集を行うとともに、税法上での優遇措置をあわせて紹介することにより、寄付金収入の拡大を図っている。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 研究連携室を設置し、特許出願から企業への技術移転まで全て行うとともに、企業出身者(事業部等の経験者)を採用し、その経験を生かし、企業との連携・技術移転に関するマネジメントや契約交渉を行っている。また企業との共有特許を第三者実施可能(原則)としたことにより、NIMS単独特許を基本としたパッケージ化された特許群を広く実施できるようにした。さらにグローバル市場を想定し、外国出願(特にアジア)を重視している。これらによって広く産業界への知的財産権の展開を図り、実施料収入の拡大が実現された。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 原則、機構で行われる研究開発課題全てを対象として評価を実施している。研究プロジェクトについては、独立行政法人評価委員会による評価のほか、「独立行政法人物質・材料研究機構における研究開発課題評価実施要領」(平成14年12月制定、直近では平成21年11月に改定)に沿って、3~4名の外部有識者より構成される外部評価委員会を設置し、独自に評価を実施している。評価の時期としては、原則、事前・中間・事後の各段階において、評価の継続性を確保できるような委員の選定(氏名等はHPに公開)に配慮するとともに、研究分野の近い研究プロジェクトを集約して評価を受けることで、研究プロジェクトの個別評価にとどまらず、研究分野全体を俯瞰するような助言もいただけるよう工夫している。また毎年理事長ヒアリングを実施し、資源配分へ反映している。</p>

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 前述の「研究開発課題評価実施要領」に基づき研究プロジェクト等の事前・中間・事後評価を実施するとともに、評価結果を活用して課題のブラッシュアップや重点化の取組を実施している。評価結果を事業実施に反映させた事例としては、「ナノバイオ技術による機能性生体材料の創出」プロジェクトでは、機構の特徴を生かした運営が求められ、応用面での戦略をより明確にした実施体制とするため、平成20年度に「ナノドラッググループ」と「オルガノイドグループ」を統合して「高分子生体材料グループ」に再編するとともに、平成21年度に「複合化生体材料グループ」を新設する見直しを行った。さらに、組織を有効に機能させるため、強力な指導力を有する研究者をセンター長として招致した。評価結果については、ホームページで公表しており、①定量的なデータの表示、②評価項目の統一と反映基準の明確化に努め、国民により理解しやすいものに改善している。平成23年度は、前年度に終了した第二期中期計画(平成18～22年度)における21研究プロジェクトについて外部評価委員による事後評価を実施した。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	防災科学技術研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 不要資産が無いため、該当なし。
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)の記載に従い、保有財産について、本来業務に支障のない範囲内での有効利用の可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性等の観点から、その保有の必要性について見直しを行うこととした。また、毎年、保有財産の使用状況について確認をしているとともに、会計監査人における現物調査を実施している。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ 雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。(平成24年度中に廃止予定) ○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58,000千円の削減)
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所が無いため、該当なし。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 海外事務所が無いため、該当なし。
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 職員研修・宿泊施設が無いため、該当なし。

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 雪氷防災研究センター新庄支所を廃止する。ただし、降雪実験関連施設については、耐用年数の範囲内で活用を図ることとする。(平成24年度中に廃止予定) ○ 神戸の地震防災フロンティアセンターを廃止し、その機能をつくば本所に集約化した。(平成23年3月31日に廃止、58,000千円の削減)</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 監事の他、公認会計士及び弁護士を委員とした契約監視委員会において、契約状況について随意契約事由の妥当性、随意契約から一般競争入札等への移行、一者応札・応募の改善方策の検証等の点検・見直しを実施し、平成22年4月に新たに「随意契約等見直し計画」を策定・公表するなど、その適正化に努めているところである。平成22年度からは、入札公告に「概要」を記載、調達予定情報をホームページに公表、その他、仕様書の内容の見直し等の取り組みを実施した。さらに、平成23年度からは、複数年契約の拡大、メールマガジンによる調達情報の配信等の取り組みを実施した。</p> <p>※平成22年度実績 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,011,529千円(93.4%)、競争性のない随意契約631,669千円(6.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等412件(96.9%)、競争性のない随意契約13件(3.1%)</p> <p>※平成23年度実績 一般競争等12,973,619千円(98.1%)、競争性のない随意契約253,288千円(1.9%) 一般競争等314件(95.2%)、競争性のない随意契約16件(4.8%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、防災科学技術研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>

③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 関係法人が無い場合、該当なし。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。 ○ ア)については、契約監視委員会の指摘事項等も踏まえて見直しに取り組みとともに、1つの契約内で異なる業務を含んでいる契約について、明らかに当該調達に支障を及ぼさないものは別契約とするなどの仕様要件の見直しを実施しており、イ)については、コスト圧縮と業務効率化が図られる場合には、複数年度に渡る期間を前提としているリース契約及びレンタル契約を行うこととしており、ウ)については、同一又は類似のもの契約金額等を情報収集し、適正価格の把握に努めている。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 国の基本方針の下、自然災害全般に関する研究開発を総合的に実施する国内唯一の機関であり、他の研究機関が保有しない特殊な施設、設備等を所有し、中核的な業務で使用されている。そのため、その管理・運営は、研究者が自らの研究計画に従って行う必要があることに十分に配慮し、施設、設備等の管理・運営業務全般ではなく、それらの業務のうち、内容が比較的定型化・単純化した施設、設備の運用の支援業務等について、業務の効率化を図る観点から、可能な限りアウトソーシングを図っているところであり、今後も必要に応じ進めていく。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、人件費改革の取組を平成23年度(2011年度)まで継続し、平成17年度と比較し6%以上の削減を行った。</p> <p>○ 役員及び職員給与について、これまで、当研究所は国家公務員に準じた改正を行っており、平成23年度においても国家公務員に準じた改正を実施している。また、平成24年度(役員:24年4月、職員:24年6月)より、国家公務員の臨時特例措置に準じた改正を実施している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 当研究所の給与水準は、国家公務員の給与に準じたものとなっており、平成23年度に、国家公務員の給与改定に準じ、俸給表の引き下げ、等を実施し、今後も、役職員等給与水準に係る平成24年6月29日公表資料の講じる措置を踏まえ、適正な人事管理に努め、退職者の補填については可能な限り若返りを図るなど計画的に人件費削減を行うことで給与水準の適正化を図っていくとともに、事務・技術職員の給与水準是正の目標水準100.0について平成27年度までの達成を目標としている。</p>
<p>イ)主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ)総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 独立行政法人通則法第62条で準用する第52条第2項及び「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表について(ガイドライン)」に基づき、公表している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、独立行政法人通則法第19条第4項の規定に基づく監事における監査を年度初期に計画を立て毎年実施し、給与水準の根拠とする国の指数との要因比較及び指数算出条件の現状等について分析を踏まえ監査が実施されている。また、文部科学省独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会防災科学技術研究所部会においては、役員報酬規程及び役員退職手当規程の変更の都度、独立行政法人通則法第62条の準用規定に基づきそれら変更について支給の基準が社会一般の情勢への適合性の評価が行われており、法令に基づき適切に実施している。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、中期目標期間の終了時に、収入増に見合う事業経費増等の特殊要因経費を除き、一般管理費については平成22年度に比べ15%以上、業務経費についても平成22年度に比べ5%以上の効率化を図ることを記載。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 第3期中期計画(平成23年度～平成27年度)において、給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証を行うと記載するとともに、平成23年4月19日の文部科学省独立行政法人評価委員会における諸手当の規定状況の資料にて、法人独自の手当がないことを示している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 国の方針を踏まえるとともに、市場調査を行うなど、今後とも適切に実施。また、新年度の実行計画の策定にあたり、役員が業務の実施状況を踏まえた今後の計画及び必要な経費についてヒアリングを実施。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 既設の内部監査基準に従い、今後とも監査・コンプライアンス室において業務を的確に実施。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ Eーディフェンスなどの大型実験施設の共用施設利用料については、施設維持費、実験使用料、一般管理費の受益者負担の考え方を示しており、実績を踏まえた利用料に適宜見直しをするとともに、共用施設の使用料の算定における考え方を統一するため、平成23年度に共用施設貸与規程及び受託研究費等算定基準を改正。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 平成21年度からホームページを通じて、広く寄附金を募集するとともに、平成23年3月18日に物品等の資産の受入れを対象とするため、独立行政法人防災科学技術研究所寄附金等受入規程を改正し、寄附金及び受入れた物品については、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等に活用している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 登録された特許等の知的財産についての活用を図るために取得した特許等の情報を防災科研のホームページに公開している。また、外部からの特許権の利用相談に対応するとともに、保有特許の実施許諾を推進し、特許収入の拡大に努めている。</p>

6. 事業の審査、評価	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 評価委員会規程を平成23年4月に改正し、今後のプロジェクト研究開発の芽となり得る独創的な基礎的研究についても新たに外部評価の対象とした。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 研究プロジェクトにおける事前・中間・事後の外部評価の結果については、研究開発に係る業務の実施に適切に反映するとともに、ホームページにおいて評価終了後に適宜公表。また、毎年の研究計画において中間評価の指摘を確認している。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	放射線医学総合研究所

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 該当なし (「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管細則」に基づく実査および「独法会計基準に定めのある「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に基づく調査により、保有する固定資産について経済的便益が著しく減少した資産はないため。)</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし (不要な施設等がないため。ただし、不要な施設等を国に納付する場合には、所管省庁からの指示に従い、速やかに適切な納付手続きを行うこととしている。)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 特許出願等ガイドラインや出願基準の策定など、費用対効果を考慮した合理的な特許出願・登録体制の整備を進めている。 ○ 「独立行政法人放射線医学総合研究所固定資産管理細則」に基づく実査および「独法会計基準に定めのある「固定資産の減損に係る独立行政法人会計基準」に基づく調査を実施しており、今後も継続的に見直しを行う。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 平成22年度に那珂湊支所を廃止した。また、会議室の共用など組織の枠を超えた共用を進めている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし(東京事務所を有していないため。)</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし(海外事務所を有していないため。)</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし(職員研修・宿泊施設を有していないため。)</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 研究所は第2期中期目標(H18～H23)に基づき研究施設等整備利用長期計画(平成19年5月)を策定した。厳しい財政状況の下、経費の削減等を図る観点から、計画全体を見直すこととした。現在、研究施設等整備利用委員会において計画の見直しを行っている。 平成22年度に那珂湊支所を廃止した。なお、福島第一原子力発電所の事故に伴う対応のため、今後、福島での活動拠点が必要となり、支所の設置を含め検討中。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成22年4月に策定した「随意契約等見直し計画」に基づき、以下の改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札公告については、規定上10日間のところ、20日間設けることにより、応札者が十分な準備期間を確保できるようにした。 ・規模の大きな契約案件については、調達に関する予定情報を研究所ホームページに掲載し、応札者を広く募るよう努めた。 ・入札参加者を増やすために、予定価格による競争参加資格の等級指定を弾力的に運用した。 ・応札者が入札件名を手がかりに入札情報の収集にあたることを考慮し、わかりやすい件名にするようにした。 ・仕様書作成マニュアルを作成し、それに基づく仕様書チェックリストによるチェックを行い、競争性の確保に取り組んだ。 ・調達手続き開始前に理事等による仕様書のチェックの対象の見直しを行った。 <p>【平成23年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等6,928,032千円(96.0%)、競争性のない随意契約290,993千円(4.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等385件(93.7%)、競争性のない随意契約26件(6.3%)</p> <p>【平成22年度契約状況】 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等9,910,864千円(96.2%)、競争性のない随意契約390,250千円(3.8%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等582件(96.5%)、競争性のない随意契約21件(3.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、放射線医学総合研究所と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p> <p>○ 上記の研究開発調達検討会合での検討結果を踏まえ、平成24年度より参加者確認公募を実施している。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 当研究所の事業は、高度な研究開発事業であり、定型化が難しいため、本法律の対象となる各機関共通で一般的に実施されている横断的業務にはあらず、官民競争入札等にはなじまない。なお、施設・設備の維持管理業務のうち定型的な業務など、アウトソーシング可能な業務については、経費効率化の観点から既に行っている。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に示されている「人件費の適正化」を進めている。なお、国家公務員の給与減額率に準じた減額は、平成24年6月から実施し、24ヶ月間行うこととしている。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ 現状の給与水準は国家公務員を下回っており、研究の質が低下しないよう配慮しつつ、今後もこれまでの対応を引き続き継続していく。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 理事長等役員の報酬は、総務省が実施している「給与水準の公表」に伴い公表しているところであり、今後も継続して公表していく予定である。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 従来と同様の監査、評価委員会の事後評価を実施し、厳格なチェックに努める。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間中(H23～H27)において、法人運営を行う上で各種法令等の定めにより発生する義務的経費等の特殊要因経費を除き、一般管理費については5年間で15%以上、業務経費については、5年間で5%以上の効率化を図ることとしている。上記に基づき、一般管理費削減のアクションプランを策定するなど、削減に努めている。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利厚生費については、「労安法に基づく健康診断」、「メンタルヘルス等の相談」、「医薬品等の購入」、「健康相談(産業医の派遣)」に限っており、互助組織に対する支出やレクリエーション等費用などの法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る振込手数料等の経費は発生していない。また、職員の諸手当に関しては、国家公務員に準じた諸手当になっている。なお、航空券の選択については、原則としてバック商品や割引航空券を利用するように指導している。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費に要する予算額については、研究所内でのヒアリングにおいて諸費用を精査し要求している。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査業務のコンプライアンスの視点からの充実を図るため、平成23年度より監査・コンプライアンス室を設置したことを受け、分任契約担当役による物品購入(いわゆる現場発注)監査において、取引業者へのヒアリングを実施する等、手法の改善を図る一方で、研究ノート運用への監査など、内部監査の対象を広げる取り組みを行っている。また、実地監査の場や所内研修会等で、平成23年に策定した「コンプライアンスの手引き」を用いた、役職員のコンプライアンス意識の向上活動も行った。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 受益者負担を適正なものとする観点から、現行の外部からの施設・設備利用に対する経費を見直して施設・設備利用料を適正なものとするとともに、委託検査の検査料の徴収についても算定根拠を明らかにした上で、適正な検査料の徴収を実施しており、今後、徴収を対象とするものについては、算定根拠を明らかにした上で、施設・設備利用料や検査料を適正なものとするなど、常に見直しを行っている。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄附金の案内のリーフレットを平成23年度に作成し、病院を始め各部門から周知及び配布を実施しているところである。また、英文による案内等ホームページの充実化を図ったところである。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 企業との特許実施契約締結の機会を増やすため、研究成果展示会において、研究開発状況や特許及びノウハウ情報等の紹介に努めている。また、出願公開特許について、当所の外部向けホームページ他、科学技術振興機構(JST)のJ-STORE、特許情報機構(Japio)の開放特許情報データベース、文部科学省のリサーチツール特許データベースへの掲載やプレス発表などを通じて所外周知に努めている。</p>

6. 事業の審査、評価

○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。

○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。

○ 評価業務の負荷軽減方策をとるよう前年度の独法評価委員会の指摘を受け、研究開発業務の内部評価では、研究の実施および成果のとりまとめの期間としては比較的短い1年という間隔で評価を行うことはせず、中期計画3年目及び5年目に外部委員による中間、事後評価を行い、その他の年度では、内部評価委員会(所内委員)による評価を行うことで、効率的な評価体制の再構築に取り組んだ。一方、業務運営部門については、毎年外部委員のみによる実績評価を行い、外部からの視点を重視した評価体制を整えた。

○ 内部評価の結果は、予算策定時に反映させている。また、独法評価については、各評価コメントを経営陣及び職員へフィードバックさせている。評価調査票を一新し、中期計画、年度計画及び年度成果の比較が容易となる様式とした。また、各課題の評価結果に加えて評価調査票の評価時点の進捗状況についても所外向けホームページ上に参考資料として公開することとし、内部評価の透明性を高めた。

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立美術館

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 主な実物資産は建物9施設、土地、美術作品、収蔵品、建物に付随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上することとされており、中期計画の最終年度に、国庫に返納することになっている。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし。不要施設等はない。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)に「保有する美術館施設等の資産については、利用実態を把握し、保有する目的・必要性に鑑み、一層の有効利用に資するための方策を検討・実施する。」ことを明記した。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所については、国立美術館が設置する各美術館に必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、東京国立近代美術館の事務を兼ねている。管理部門経費については、テレビ会議システムの活用等、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。また、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「中期目標の期間中、一般管理費については、15%以上の効率化を図る。」こととなっている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし。法人内各美術館に事務所が設置されており、東京事務所は存在しない。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 該当なし。海外事務所はない。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし。職員研修・宿泊施設はない。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部事務所は、東京国立近代美術館に設置されている。また、本部事務局職員と東京国立近代美術館運営管理部職員は兼務となっており、効率化、合理化を図っている。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月24日付け、21文科会第228号、文部科学大臣通知)に基づき、平成21年度において新たな随意契約等見直し計画を策定した。なお、本計画において、競争性のある契約に移行することとしていた案件は平成21年度においてすべて競争契約へ移行済みである。 また、平成21年度に独立行政法人契約監視委員会を設置し、監事及び外部有識者の意見を踏まえ、契約の点検見直しを行っているところである。 平成23年度も契約の見直しを行い、入札公告の掲載日を早めるとともに、前回一者応札となった案件については公告期間を20日以上に設定する等の措置を取っている。</p> <p>○ 平成22年度契約の契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等4,869,896千円(36.4%) 競争性のない随意契約8,493,787千円(63.6%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(美術作品購入契約等)8,493,787千円(100.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等111件(42.2%) 競争性のない随意契約152件(57.8%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(美術作品購入契約等)152件(100.0%)</p> <p>○ 平成23年度契約の契約状況 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等1,245,354千円(12.9%) 競争性のない随意契約8,374,646千円(87.1%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(美術作品購入契約等)7,789,168千円(93.0%) (平成23年4月～12月契約分) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等78件(35.3%) 競争性のない随意契約143件(64.7%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(美術作品購入契約等)87件(60.8%) (平成23年4月～12月契約分) ※平成24年1月～3月契約分は平成24年度契約監視委員会において審査する予定</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立美術館と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし。関連法人はない。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、それぞれ管理・運営業務を包括的に業務委託し、コストの縮減を図っている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし。研究開発事業は行っていない。</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営業務については、平成21年度より民間競争入札を導入している。他館への導入等については、第三期中期計画(平成23年度～平成27年度)で「既に実施している東京国立近代美術館での検証結果等を踏まえ、当該館における対象範囲の拡大や他施設への導入に取り組む。」ことを明記した。現在、次の案件について、仕様書、実施要項等を作成しているとともに、今後の進め方について内閣府担当部署と協議しているところである。</p> <p>(平成24年度から実施の業務の概要及び入札等の対象範囲)</p> <p>①東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運営・警備業務</p> <p>②東京国立近代美術館フィルムセンターの管理・運営業務</p> <p>(①は対象範囲の拡大、②は新規)</p> <p>(平成25年度から実施予定の業務の概要及び入札等の対象範囲)</p> <p>○ 国立新美術館の管理・運営業務(新規)</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 国立西洋美術館では、近隣施設(東京国立博物館及び東京藝術大学等)と連携して、物品の共同調達及び廃棄物処理業務の共同委託を実施している。東京国立近代美術館、京都国立近代美術館及び国立新美術館では、管理・運營業務を包括的に業務委託し、コストの削減を図っている。これらについて引き続き実施していく。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 国家公務員と同様の給与改定を行っており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」についても同様の改定を行った。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>	<p>○ ラスパイレス指数は事務・技術・・・95.8、研究職員・・・94.0であり、平成23年度の職員の給与水準は適切なものと認識している。今後も引き続き適正な給与水準となるよう努める。</p>
<p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第三期中期目標期間(平成23年度～平成27年度)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を掲げ、実施しているところである。第2期中期目標期間(平成18年度から平成22年度まで)においては、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費のみで、必要最小限としている。給与振込経費は、銀行との契約により、一般の振込手数料より少額(同行他支店宛て1件52円、他行宛て1件189円)となっている。海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程を定めており、航空券についても格安航空券やパックを利用して出張するなど経費の削減に努めているところである。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、各館・各事業毎に所要額を原則として積み上げ方式で見積もり、徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 平成23年度より内部監査実施規則を制定し、引き続き、内部監査業務を的確に実施している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし。特定の者が負担して実施する事業は行っていない。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 国立美術館としての使命を果たしつつ、一方において広く国民のニーズに対応した企画展の開催等を通じて、入場料収入等の増額を目指すこととしている。 ・平成23年度においては、当該年度以降の各種自主事業の実施に際し、協賛金等を得ている(平成23年度実績約2,840万円。平成22年度実績約1,274万円)。引き続き、協賛金等の獲得に努める。 ○ 平成23年4月、京都国立近代美術館「賛助会員」制度を発足させ、平成24年6月現在で会員は3団体となっている。キャンパスメンバーズについては平成23年度中に6校加入し、年度末には70校となっており、さらに平成24年7月現在で75校に増加している。</p>
<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 現在保有している特許権等の知的財産はない。著作権使用料は、共催展を除く自主展のカタログ作成に係るものについて設定し、自己収入の拡大を図っている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、国立美術館が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば美術作品の購入において、外部有識者により構成される委員会を設置し、購入の適正性、価格の適正性について評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当なし。複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない。</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	国立文化財機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 主な実物資産は建物6施設、土地、収蔵品、建物に付随する構築物及び機械装置等である。遊休している建物及び土地等の固定資産はなく、また、整理合理化等において個別に指摘された資産の見直しはない。なお、監事監査において見直しを指摘された資産もない。利益剰余金は独立行政法人通則法第44条第1項による積立金として計上しており、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、決算において額を確定した利益剰余金1,304,300千円のうち次期中期目標期間繰越積立金相当額653,432千円を控除した650,868千円を、国庫に返納した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 該当なし(不要施設等はない)</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 平成23年度からの中期計画において、保有資産については、その必要性や規模の適切性についての検証を適切に行うこととした。</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 事務所については、国立文化財機構が設置する各博物館、各文化財研究所及びアジア太平洋無形文化遺産研究センターに必要最小限の設置としている。なお、法人本部については、既設の東京国立博物館内に設置され、一部の事務は東京国立博物館の事務と兼務している。アジア太平洋無形文化遺産研究センターは大阪府堺市との協力により、建物は堺市博物館の一部を無償貸与を受けて使用している。 管理部門経費については、外部委託できる業務を計画的にアウトソーシングするなど、事務の効率化を図り、経費の削減を行っているところである。また、平成23年度からの中期計画で「中期目標の期間中、一般管理費については、15%以上の効率化を図るとともに、19年度の法人統合に伴い、平成23年度までの統合後5年間で、19年度一般管理費(物件費)の10%相当の経費を削減する。」こととなっている。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 該当なし(当法人に東京事務所はない)</p>

<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ 奈良文化財研究所の国際協力事業で、東南アジア地域における文化財保存修復協力事業及び調査研究として、カンボジア・アンコール遺跡群(西トップ寺院遺跡及びタ・ネイ遺跡等)において現地との協力により調査を実施している。研究期間が長期に亘るため、現地修復事務所を今中期目標期間(平成23～27年度)設置する。 ※当該修復事務所の年間使用料:3,600US\$ /年</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 該当なし(職員研修、宿泊施設はない)</p>
<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 本部事務所については既設の東京国立博物館内に設置されている。 なお、機構の6施設(各国立博物館及び各文化財研究所)は、国における文化政策上の必要性から、その目的・名称・機能・施設・設置場所・運用形態を国が自ら検討、法人へ現物出資されたものであり、法人の目的を達成するためにそれぞれその内容に即した事業を行っている。 また、平成22年8月にユネスコと日本政府との間で結ばれた協定を受けて、アジア太平洋地域における無形文化遺産保護を強化する拠点として、国立文化財機構が平成23年10月にアジア太平洋無形文化遺産研究センターを大阪府堺市に設置し、建物は堺市博物館の一部を無償貸与を受けて使用している。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 契約監視委員会により随意契約として特に認められた文化財購入契約・文化財修理契約等を除き原則として一般競争へ移行している。また、一者応札・応募についてより競争性を確保するための自主的措置として、競争参加者から企画提案書を提出させる総合評価落札方式及び企画競争については、22年度より原則として20日以上公告等の期間を確保することとしている。</p> <p><平成22年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等2,206,323千円(50.5%)、競争性のない随意契約2,165,608千円(49.5%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約金額(文化財購入契約・文化財修理契約等)2,093,997千円(96.7%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等222件(65.7%)、競争性のない随意契約116件(34.3%) ※うち、契約監視委員会において随意契約が適切として整理済みの随意契約件数(文化財購入契約・文化財修理契約等)98件(84.5%)</p> <p><平成23年度実績> (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等3,680,257千円(78.9%)、競争性のない随意契約983,703千円(21.1%) ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み(件数ベース(単位:件)) 一般競争等171件(71.3%)、競争性のない随意契約69件(28.8%) ※競争性のない随意契約については契約監視委員会において全て適切として整理済み</p>

<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
<p>② 契約に係る情報の公開</p>	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、国立文化財機構と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
<p>③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人はない)</p>
<p>④ 調達の見直し</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で、廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトーパー・古紙回収について、共同調達を実施している。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 該当なし(研究開発事業は行っていない)</p>
<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ 「東京国立博物館」及び「東京文化財研究所」の施設管理・運営業務については、平成21年度から、「東京国立博物館」の展示場における来館者対応等業務については、平成22年度から民間競争入札を導入している。平成24年度以降についても引き続き当該民間競争入札を実施している(契約期間3年間)。</p>

<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 上野地域に施設がある5機関(東京国立博物館、東京文化財研究所、東京藝術大学、国立科学博物館、国立西洋美術館)で廃棄物処理・再生PPC紙・トイレトペーパー・古紙回収について、引き続き共同調達を実施していく予定である。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p>	
<p>① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。</p> <p>ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。</p> <p>ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 国家公務員と同様の給与改定を行っており、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」についても同様の改定を行った。</p> <p>○ ラスパイレス指数は事務・技術職員が94.0、研究職員が98.4であり、国をそれぞれ6ポイント、1.6ポイント下回っており、給与水準は適正であり、引き続き給与水準の適正化に努める。</p> <p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員の報酬額については、毎年度、総務省の実施している「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)、平成15年9月9日策定」において、個別の額を公表しており、また、法人HP上においても掲載している。今後も引き続き公表することとしている。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 給与水準については、毎年度、監事監査および評価委員会の事後評価において、チェックをおこなっており、今後も引き続きおこなうこととしている。</p>
<p>② 管理運営の適正化</p>	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 第3期中期目標期間(平成23年度から平成27年度まで)については、一般管理費15%及び事業費5%の削減とともに、19年度の法人統合に伴い、平成23年度までの統合後5年間で、19年度一般管理費(物件費)の10%相当の経費を削減する目標を掲げているところである。第2期中期目標期間(平成18年度から平成22年度まで)においては、一般管理費15%及び事業費5%の削減目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 法定外福利費は、職員健康診断、産業医委嘱及び永年勤続表彰経費など必要最小限としている。また給与振込経費は、銀行と交渉し無料としている。さらに海外出張旅費は、国の支給基準に準じた規程としており、航空券についても格安航空券やパックを利用するなど経費の削減に努めている。なお、職員の諸手当については、国と異なるものはない。</p>

<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 事業費等については、各事業毎に所要額を原則としてゼロベースとして積み上げ方式で徹底した透明化、合理化を図るようにしている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 内部監査要項に基づき、毎年度において内部監査を実施し、監査報告を行っている。 なお、機構の競争的資金等を適正に管理及び運営するためコンプライアンス室を設置している。</p>
<p>5. 自己収入の拡大</p>	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 該当なし(特定の者が負担して実施する事業は行っていない)</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 寄付金の実績は、平成21年度139,434千円、平成22年度143,228千円、平成23年度240,624千円と増加している。寄付金の拡大に向けては、以下の通り新たに各施設に募金箱を設置するとともに、東京国立博物館において、平成23年度から寄付金のクレジット決済を導入した。</p> <p>【募金箱設置実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館：平成23年1月設置 ・京都国立博物館：平成23年4月設置 ・奈良国立博物館：平成23年3月設置 ・九州国立博物館：平成23年3月設置 ・奈良文化財研究所(平城宮跡資料館)：平成22年9月設置 <p>また、賛助会員等の加入者の増加については、ホームページ・広報誌等での紹介・募集や企業等への勧誘を実施し、賛助会員の掲示も行っている。これらの取り組みにより賛助会員数は以下の通り、平成23年度は前年度に比べ40件増加している。</p> <p>【賛助会員数実績】(平成22年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館 292件 (235件) ・京都国立博物館 373件 (391件) ・奈良国立博物館 65件 (64件) 計 730件 (690件) <p>さらに、建物等の貸与については、ホームページでの紹介、案内パンフレット(お茶室利用案内、建物撮影利用案内)等による募集を実施しており、施設利用件数も以下の通り、平成23年度は前年度に比べ4件増加している。</p> <p>【施設利用件数実績】(平成22年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京国立博物館 618件 (538件) ・京都国立博物館 42件 (59件) ・奈良国立博物館 144件 (146件) ・九州国立博物館 264件 (321件) 計 1,068件 (1,064件)

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 機構が保有する特許(4件)については、自己収入の拡大を目的としない研究手法の防衛を目的とした取得である。出版物の著作権等については出版の申し出があった者と著作権設定契約を結び、出版料を徴し、自己収入の確保に努めている。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、毎事業年度及び中期目標期間における業務の実績について自己点検評価を行った上で、外部有識者からなる外部評価委員会において、機構が実施した業務の実績に関し、客観性を持った質の高い評価を得るとともに、評価を踏まえた今後の事業活動の充実・あり方に資する提言を得て、各事業の改善を図っているほか、例えば文化財の買取手続きにおいて、外部有識者により構成される委員会を設置し、買取の適正性、価格の適正性について別々の委員会での評価を実施している。</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していない)</p>

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	教員研修センター

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。	○ 利益剰余金については、積立金として計上し、平成22年度が中期目標の最終年度となることから、額を確定した上で、国庫返納を行った。また、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。
○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。	○ 該当なし(現在のところ、不要と判断している施設等はない。)
○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。	○ 中期目標・中期計画において、保有する土地・建物等については、効率的な活用を図るとともに、保有の必要性についての不断の見直しを行うこととしている。
2. 事務所等の見直し	
○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。	○ センターにおける事務所等は、つくば本部及び東京事務所の2カ所のみである。なお、東京都港区虎ノ門に所在する東京事務所は廃止し、借上面積を大幅に縮減した上で、平成23年4月に他法人施設(学術総合センター)への集約化を図った。
○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。	○ 東京事務所(虎ノ門)については廃止し、借上面積を縮減(312㎡→153㎡)した上で、平成23年4月より、他機関(国立特別支援教育総合研究所、物質・材料研究機構、国立高等専門学校機構)とともに、学術総合センターに機能を集約化した。また、集約化した他機関とともに、一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。これらに伴い、施設の年間維持管理にかかる経費を年間約28百万円削減した。
○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。 このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。	○ 該当なし(海外事務所は保有していない。)
○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。	○ 該当なし(職員研修・宿泊施設は保有していない。)
○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。	○ センターの保有する研修施設については、他の主催者が実施する学校教育関係職員を対象とした研修での利用を促進することにより、土地・建物等の効率的な活用を図るとともに、保有の必要性について不断の見直しを行うこととしている。 ○ つくば本部用地については、平成26年度に独立行政法人都市再生機構からの購入が完了することとなり、購入完了後に国庫納付等を検討することとしている。

3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画に沿って、一般競争入札の範囲拡大等の契約方法の見直しを着実に実施し平成22年度において随意契約によるものが真にやむを得ないもの以外は全て一般競争契約等への移行を完了した。なお、平成22年度・23年度の契約の状況は以下のとおりである。また、一般競争契約等の実施に当たっては、公告期間の延長(従前の原則10日以上から20日以上を確保)、競争参加資格要件の緩和及び契約の包括化等の改善を図った。</p> <p>平成22年度 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等:542,375千円(65.9%)、競争性のない随意契約:280,993千円(34.1%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等:68件(93.2%)、競争性のない随意契約:5件(6.8%)</p> <p>平成23年度 (金額ベース(単位:千円)) 一般競争等:488,132千円(67.4%)、競争性のない随意契約:235,827千円(32.6%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等:65件(91.5%)、競争性のない随意契約:6件(8.5%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>
② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その用途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ ホームページの調達情報や文部科学省の調達情報ページに一般競争入札や企画競争・公募の公告を掲載し、より多くの参加者を募ることで競争性を確保するとともに、「公共調達の適正化について」(H18.8.25財計第2017号)に基づき、随意契約や競争入札に係る情報(契約結果の情報)を開示し、契約業務の透明性の確保に努めている。</p> <p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、教員研修センターと一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人との間の取引等の状況について公表することとしている。なお、現在は公表の対象に該当する契約はない。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 該当なし(関連法人はない)</p>

④ 調達の見直し	
○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。	○ 東京事務所における一部の消耗品、清掃及び廃棄物処理業務等については、共同契約を行っている。
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	○ 該当なし(研究開発事業は実施していない)
○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。	○ 平成23年度から宿泊施設や研修施設の受付・貸出等の管理業務を新たに民間委託するとともに、これまで単年度で個別に発注してきた建物清掃業務や警備業務などの維持管理に係る各業務について、平成23年4月から3年間の包括的民間委託契約を締結し、効率化、経費の節減を実現した。(23年度は約8百万円の縮減)
○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。	○ 「公共サービス改革プログラム」(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)を踏まえ、調達の効率化等について検討することとしている。
4. 人件費・管理運営の適正化	
① 人件費の適正化	
○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。	○ 「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」と同様の措置を講じている。 ただし、人事交流職員については、交流元の措置内容・実施時期に合わせた減額措置を行う。
○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。	○ 給与水準については、中期計画、年度計画において、ラスパイレース指数が100以下となるよう取り組むこととしており、23年度においても年齢勘案99.8、地域・学歴勘案97.2となっており、100以下を達成している。
イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。	○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。
○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。	○ 独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)に基づき、ホームページにおいて公表している。
○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。	○ 給与水準及び人件費の支出状況については、監査計画における監査の重点項目として、監事監査においてチェックを行っている。また、独立行政法人評価委員会においては、給与水準の妥当性を含んだ人件費の削減状況を毎年度の評価項目として、評価が行われている。

② 管理運営の適正化	
○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。	○ センターの業務運営に際しては、既存事業の見直し、効率化を進め、一般管理費(土地借料除く)については、中期目標期間中、毎事業年度において、対前年度比3%以上の効率化を図るほか、業務経費についても毎事業年度において、対前年度比2%以上の効率化を図ることを目標として設定している。
○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。	○ 法定外福利厚生費については、労働安全衛生法に基づく健康診断費用、インフルエンザ予防接種補助等を支出している。給与振込経費は支出していない。また、海外出張旅費は、割引航空券等を利用するなど経済的な経路及び方法をとるよう努めているところである。なお、職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとしている。
○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。	○ 事業費等の所要額の透明化、合理化については、運営費交付金の配分方法等を踏まえ検討することとしている。
○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。	○ 内部監査については、これまで会計監査を中心に実施してきたところであるが、今後、コンプライアンスを含めた内部監査のあり方を検討予定。
5. 自己収入の拡大	
○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。	○ 該当なし(特定の者が検査料、授業料等を負担して実施する事業は実施していない)
○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。	○ 該当なし(協賛、寄附等が見込める事業は実施していない)
○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。	○ 教員研修用DVD教材の販売を通して自己収入の増収に努めている。
6. 事業の審査、評価	
○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。	○ 複数の候補案件からの選択を要する事業は実施していないが、外部の有識者を含む自己点検・評価委員会を設置し、管理運営、研修業務等に関する外部評価を実施している。また、その評価を次年度以降の事業に反映させている。
○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。	○ 該当なし(複数の候補案件からの選択を要する事業を行っていない)

「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に係るフォローアップ調査様式(様式1)

所管府省名	文部科学省
法人名	科学技術振興機構

(平成24年7月1日現在)

基本方針の記載	具体的な見直し状況
Ⅲ 資産・運営の見直しについて	
1. 不要資産の国庫返納	
<p>○ 国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。</p>	<p>○ 伊東研修施設については、平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。 与野宿舎、池袋宿舎については、平成24年3月をもって入居者の退去が完了した。今後速やかに国庫納付手続を開始する。 ○ 南青山宿舎(自主的に処分を決定)については、平成22年6月に売却し、売却収入29,482千円を平成22年度中に国庫納付した。</p>
<p>○ 不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p>	<p>○ 独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針、独立行政法人通則法等の法令に基づき、より速やかに納付することとしている。</p>
<p>○ なお、本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>	<p>○ 該当なし</p>
2. 事務所等の見直し	
<p>○ 国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p>	<p>○ 国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、イノベーションプラザ等の廃止を実施した。また、海外事務所については、他法人との共用を決定した。</p>
<p>○ 東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p>	<p>○ 平成22年11月に神田事務所を廃止した。残る6事務所については、平成23年度中に東京本部とその近隣の計2か所に集約した。</p>
<p>○ 海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。</p> <p>このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p>	<p>○ パリ事務所について、宇宙航空研究開発機構及び日本原子力研究開発機構と次期賃貸借契約更新(平成26年2月)を契機に共用化することとし、協議を継続している。北京事務所について、平成23年4月から、理化学研究所と会議室等を共用している。</p>
<p>○ 職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p>	<p>○ 伊東研修施設については、平成24年3月14日付けで売却を実施し、売却収入11,280千円を平成24年3月28日付けで国庫納付を完了した。</p>

<p>○ 本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>	<p>○ 国内外の事務所等について、見直しを実施し、東京に立地する事務所の集約、インベーションプラザ等の廃止を実施した。また、海外事務所については、他法人との共用を決定した。</p>
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	
<p>○ 各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>	<p>○ 平成23年度においては、平成20年度契約実績を基準とする新しい随意契約見直し計画に基づき、引き続き競争性のない随意契約の見直しを実施した。また、一者応札応募対策として以下の取り組みを実施している。</p> <p>①仕様書チェックリストによる点検 平成22年度に導入した仕様書チェックリストにより、競争を妨げる要因となる項目について引き続き契約担当部門が点検する体制としている。</p> <p>②競争参加要件の緩和徹底 前年度に引き続き、競争入札参加に際して、機構の参加資格に限定せず、広く国の競争参加資格での参加も認めている他、競争性確保のため、参加可能な等級を予定価格に対応する格付等級に限定せず、上下の等級に拡大している。</p> <p>③公告期間確保の周知徹底 充分な公告期間を確保するよう、公告期間の延長(総合評価等審査が必要なものは20日以上、それ以外の入札は10営業日以上)について周知徹底している。</p> <p>○ 平成22年度契約状況(※平成21年度補正予算含む) (金額ベース(単位:円)) 一般競争等83,892,762千円(97.0%)、競争性のない随意契約2,579,985千円(3.0%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等4,403件(95.0%)、競争性のない随意契約232件(5.0%)</p> <p>○ 平成23年度契約状況 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等42,999,390千円(93.7%)、競争性のない随意契約2,866,721千円(6.3%) (件数ベース(単位:件)) 一般競争等3,786件(94.8%)、競争性のない随意契約207件(5.2%)</p>
<p>○ また、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、主務大臣及び各独立行政法人(契約監視委員会)は、各法人において締結された契約についての改善状況をフォローアップし、毎年公表する。総務省は、その結果を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 法人において締結された契約についての改善状況を契約監視委員会においてフォローアップし、その結果を総務省に報告した。また、その結果は法人のHPに公表することとしている。</p>

② 契約に係る情報の公開	
<p>○ 独立行政法人が実施する事務・事業の大半は、財源として国民の税金が充てられていることから、国民に対し、その使途についての説明責任を十全に果たすとともに、徹底した透明性を確保する必要がある。</p> <p>○ 現在、独立行政法人会計基準に基づき、特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等(以下「関連法人」という。)に係る情報が開示されているところであるが、関連法人以外の法人であっても、独立行政法人と一定の関係を有するものについては、その情報公開の範囲を拡大することが適当である。</p> <p>○ このような観点から、独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>	<p>○ 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について(平成23年6月3日事務連絡)」に基づき、平成23年7月1日以降に公告等を行った契約で、科学技術振興機構と一定の関係を有する法人との契約について、当該法人との間の取引等の状況を公開している。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	
<p>○ 各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>	<p>○ 随意契約の徹底した見直し等によりコスト削減や契約の透明性の向上を図るとともに、関連法人において法律上・契約上の原因に基づかない不当な利得が認められる場合には当該利得について返還を求めするなど、適宜法律上・契約上の定め範囲で適切な対処に努める。</p>
④ 調達の見直し	
<p>○ 各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p>	<p>○ 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。</p> <p>今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p> <p>○ 調達に係る仕様要件の見直しについては、契約監視委員会の点検結果を踏まえ実施している。さらに、平成22年度より導入した仕様書チェックリストにより仕様要件の確認を行い、競争性の確保に取り組んでいる。</p> <p>○ 価格比較の結果、リース方式が割安な場合には、リースにより調達している。</p> <p>○ 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努めている。</p>

<p>○ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>	<p>○ OA用情報システム運用管理業務と位置づけられた2業務について、独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月閣議決定)に基づき理化学研究所、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、海洋研究開発機構との統合後の平成27年度までに調達の在り方を検討する。</p>
<p>○ 「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p>	<p>○ 随意契約見直し計画に基づき、国の少額随意契約基準以上の調達案件については、一般競争により実施し、やむを得ない場合であっても企画競争や公募等の競争性及び透明性の高い契約方式で調達を行っている。 平成23年2月から開催された研究開発事業に係る調達の在り方に関する連絡会議(関係府省)及び検証会議(関係法人)において、研究開発の特性に応じた調達の在り方について検討・情報共有を行い、平成23年12月に「研究開発事業に係る調達の在り方について(中間整理)」を取りまとめた。また、文部科学省所管の8法人で設置した研究開発調達検討会合においても、ベストプラクティスの抽出・実行について、契約額の適正化、競争性・透明性の向上等の具体策の検討を行い、平成24年1月に検討結果を取りまとめた。これらを受けて、納入実績に係るデータベースの運用等、具体的な取組を開始したところ。 今後とも、研究成果の最大化と調達の効率化を実現するため、不断にベストプラクティスの抽出・実行を継続することとしている。</p>
<p>4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化</p>	
<p>○ 独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p>	<p>○ 国家公務員の給与改定・臨時特例法が施行されたことを踏まえ、役員及び管理職職員については国に準じた給与改定・臨時特例措置を平成24年4月から実施した。一般職については労使交渉中であるが、2組合のうち1組合とは合意しており、1組合には協約の解約を予告し、遅くとも10月からの実施を予定している。</p>
<p>○ 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア) 国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>イ) 主務大臣は、上記取組の実施状況を的確に把握するとともに、人件費削減の進捗状況、給与水準の在り方等を検証した上で、その結果を、国家公務員と比べて給与水準が高い理由、講ずる措置等と併せ、総務大臣に報告する。 ウ) 総務大臣は、上記の報告を取りまとめ、公表する。</p>	<p>○ 給与水準の是正策を実施した結果、より実態を反映したラスパイレース指数(年齢・地域・学歴勘案)で100以下(平成23年度 99.5)であり、国家公務員と同等以下の給与水準となっている。また、中期計画に定めた平成22年度におけるラスパイレース指数(年齢勘案)を120未満とする目標に対し、平成23年度114.7と是正を図っている。引き続き、国家公務員の給与水準の推移に注視しつつ、適正な給与水準を維持できるよう努める。</p> <p>○ 左記イ)の措置を講じるとともに、総務省に報告した内容を当省のHPIに公表した。</p>
<p>○ 各独立行政法人の長、理事及び監事等の報酬については、個人情報保護にも留意しつつ、引き続き個別の額を公表する。</p>	<p>○ 役員報酬等については、個人情報保護にも留意しつつ、機構ホームページにて公開している。</p>
<p>○ 給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>	<p>○ 監事監査(常時監査)として、理事会議・その他重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べている。また、重要な文書については回付を受け、必要に応じて意見を述べている。 ○ 機関評価(文部科学省独立行政法人評価委員会、政策評価・独立行政法人評価委員会)において、業務運営の効率化という項目にて評価が行われている。</p>

② 管理運営の適正化	
<p>○ 業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p>	<p>○ 広報ポータル部を廃止し、間接部門の整理統合を行った。科学技術イノベーションの創出に向け、効果的・効率的な業務実施体制とすべく組織編成を行った。</p> <p>○ 一般管理費について、中期目標期間中に15%以上の削減、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く。)について、中期目標期間中、毎事業年度につき1%以上の効率化との目標を立て、平成23年度の一般管理費は、2,599百万円(計画額:2,641百万円)、文献情報提供業務以外の業務に係る事業費(競争的資金を除く。)は、22,734百万円(暫定)(目標額:24,422百万円)となり、目標を達成した。</p>
<p>○ 法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>	<p>○ 以下のように国家公務員に準じたものとなるように措置している。</p> <p>給与振込経費は、複数口座への振込について国に準じて一本化した。</p> <p>振込手数料の減額について、取引銀行と交渉し、平成24年1月引き落とし分から引き下げられている。</p> <p>海外出張における複数見積もり合わせによる格安航空券の購入や、国内パック旅行の周知徹底を行っている。</p> <p>諸手当については、一般職の期末手当の支給月数を国家公務員と同月数としている(管理職は国よりも低い月数)。なお、広域異動手当の率(300km以上)は、国より低い水準としている。</p>
<p>○ また、事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p>	<p>○ 年度計画に基づく、各事業の支出予算を定める際に、所要額の積算について事業担当部署へのヒアリング等により必要な経費を精査している。また、予算を計画的に執行するため「予算会議」を設置し、予算執行状況の把握や調査を行い、必要な措置を講じている。</p>
<p>○ 組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>	<p>○ 監事による監査、研究倫理・監査室による内部監査、科学技術振興機構運営会議による審議、各事業における外部有識者などによる指摘・助言等を経営や業務に反映等するとともに、理事長の指示のもと分掌等された役員や推進本部等の組織体制の構築、財務や業務情報の開示とその意見募集等を実施するなどにより適正な法人経営を実施する体制を整備・維持している。</p>
5. 自己収入の拡大	
<p>○ 特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p>	<p>○ 日本科学未来館における来館者からの入場料収入等(平成23年度の実績は347,731千円)、外国人研究者宿舎における入居者からの入居料等収入(平成23年度の実績は150,935千円)など、機構の実施する事業の受益者より適正な負担を求めている。文献情報提供勘定における事業では全て受益者負担により国費投入をすることなく事業を実施している(平成23年度の総事業費は3,193,432千円)。</p>
<p>○ また、協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p>	<p>○ 日本科学未来館や文献情報提供勘定における事業等において、賛助会の設立等による寄付附金や協賛金の募集・受入をおこなっており、一層の国費の縮減に努めている(平成23年度の受入実績34,940千円)。</p>

<p>○ 出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>	<p>○ 特許については、より積極的なライセンス活動に努め、更なる自己収入の拡大を図っている(平成23年度 あっせん・実施許諾件数 14件)。</p>
<p>6. 事業の審査、評価</p>	
<p>○ 複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>	<p>○ 各事業における提案審査は、外部有識者で構成する評価委員会を設置、実施している。募集開始について複数の提案候補者に広く周知するとともに、募集の開始、審査の基準、審査の方法、審査員等について機構のホームページや公募要領等にて公開し透明化を図っている。</p> <p>例 戦略的創造研究推進事業 http://www.senryaku.jst.go.jp/teian.html 研究成果展開事業 http://www.jst.go.jp/a-step/koubo/index.html 戦略的国際科学技術協力推進事業 http://www.jst.go.jp/sicp/announce_cajoint.html 次世代人材育成事業 http://spp.jst.go.jp/boshu.html</p>
<p>○ また、中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>	<p>○ 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成20年10月31日 内閣総理大臣決定)に示された評価の実施時期、評価方法、評価結果の取扱い等を踏まえ、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事前・中間・事後評価結果等をホームページにて公表している。</p> <p>例 戦略的創造研究推進事業 http://www.jst.go.jp/kisoken/crest/evaluation/index.html 研究成果展開事業 http://www.jst.go.jp/a-step/hyoka/index.html 戦略的国際科学技術協力推進事業 http://www.jst.go.jp/inter/project/evaluation.html 次世代人材育成事業 http://spp.jst.go.jp/enquete.html</p>